

発 信 者	生活安全部長	発 信 年 月 日	3 . 3 . 9
宛 先	警 察 署 長	担 当 課	人身安全・少年課

子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進と対応要領について

1 趣旨

子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組については、生活安全部長通達「子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進と対応要領について」（平成31年3月20日付け）に基づき推進しているところであるが、子供と女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等について行為者を特定して検挙又は指導・警告措置を講じる活動（以下「先制・予防的活動」という。）を強化し、性犯罪等の未然防止を図ることが重要であることから、引き続き同取組を推進するとともに、警察署における対応要領を示し、適正かつ効果的に諸対策を推進するもの。

なお、上記通達は廃止する。

2 定義

(1) 子供及び女性

子供とは18歳以下の男性及び女性をいい、女性とは19歳以上の者をいう。

(2) 子供と女性を対象とする性犯罪等

子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性犯罪（強制性交等、強制わいせつ、公然わいせつ、迷惑防止条例違反（卑わいな行為）、軽犯罪法違反（露出、のぞき見、つきまとい等）など）をいう。

(3) 声かけ事案

性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等

3 先制・予防的活動の推進

(1) 情報の収集と分析

ア 事案把握の強化

性犯罪等及び声かけ事案が発生した場合には、学校等から遅滞なく警察に通報が入るよう協力体制を構築するなどして迅速な把握に努めること。

イ 把握した事案に関する詳細な情報収集

把握した事案については、捜査員を迅速に発生現場に赴かせた上、被害者等からの事情聴取、現場周辺での聞き込み、現場周辺の防犯カメラの確認等、行為者特定のための詳細かつ網羅的な情報収集を行うこと。

ウ 情報の分析

行為の手口、現場の特徴、類似事件との関連性等について、行為者の特定に資する分析を行うこと。

また、再犯防止措置対象者に係る情報の活用を図ること。

(2) 事案に応じた検挙又は指導・警告の実施

特定した行為者に対しては、所要の捜査を行った上で、法令違反については確実に検挙措置を講じ、法令違反に至らない場合には、指導・警告措置を講じること。

(3) 他部門との更なる連携の強化

子供と女性を対象とする性犯罪等は、連続発生するケースが多いことから、刑事部門・地域部門等との更なる連携を図り、先制・予防的活動を強化すること。

4 再発防止措置

(1) 行為者が特定に至らない場合は、特に再発防止措置に配慮することとし、行為者と疑われる者に対する警告的な職務質問の実施や被害防止のための情報発信を行うこと。

(2) 性犯罪等の発生が懸念される危険箇所（地域）を把握した場合は、市町村等や管理者に対し、防犯カメラや防犯灯の設置等、危険を解消するための対応を働き掛けること。

5 情報発信

(1) 被害関係者から事情聴取する際は、「ライポくん安心メール」の配信に対する承諾の有無を確認し、一斉メール配信システムの活用を図ること。

なお、被害者が子供の場合は、保護者からメール配信及び学校等への通報の承諾を得ること。

(2) 行為者を検挙又は指導・警告した事案は、被害者に連絡するとともに、地域住民に対するタイムリーな情報発信を行い、不安感の解消に努めること。

6 報告

(省略)

7 留意事項

(1) 被害者からの事情聴取は、原則として被害者が希望する性別の警察官を充てるなど、二次的被害の防止措置を講じること。

(2) 被害者が子供の場合は、原則として保護者の承諾を得てから聴取するとともに、聴取時間、聴取場所等に配慮すること。

(3) 「ライポくん安心メール」については、防犯教室、非行防止教室等あらゆる機会を捉え、生徒や保護者等に対し登録への働き掛けを行うとともに、地域安全ニュース、ミニ広報紙等の広報媒体に登録を促す記事を掲載（QRコードを添付）し、広く地域住民に周知して登録者の拡大を図ること。